

原規規発第 2012228 号

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

原子炉安全専門審査会

地震・津波部会 部会長 山岡 耕春 殿

原子炉安全専門審査会 会長 関村 直人

(公 印 省 略)

調査審議事項の付託について

令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け原規規発第 2010156 号をもって、原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会に対してなされた指示事項のうち、下記について、原子炉安全専門審査会運営規程第 7 条の規定に基づき、地震・津波部会に付託します。

記

1. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

原規規発第 2012224 号

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

核燃料安全専門審査会

地震・津波部会 部会長 山岡 耕春 殿

核燃料安全専門審査会 会長 山本 章夫

(公 印 省 略)

調査審議事項の付託について

令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け原規規発第 2010156 号をもって、原子力規制委員会から核燃料安全専門審査会に対してなされた指示事項のうち、下記について、核燃料安全専門審査会運営規程第 7 条の規定に基づき、地震・津波部会に付託します。

記

1. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。